

無線LAN利用に関する各国の規制と事例
情報通信法学研究会 第1回データ法分科会

国際基督教大学 寺田麻佑

1 日本における最近の事例

無線LANの接続パスワードの無断使用を無罪とした東京地裁 2017年4月27日判決
判決は、電波法が無断使用を禁じる「無線通信の秘密」に当たるとの見解に対して、「第三者が計算しても求められる」などとし、電波法違反は成立しないと判断した。

2 ドイツにおける厳しい無線Lan利用規制

→ すべてのネットワークにパスワードをかけなければならない

・また、W i f i ネットワーク上の如何なる違法なアクティビティ（それが行われていることを知らなくても）についても、W i f i の提供者が責任を取ることとなっていた。

2010年のBGH判決

W i f i を使う者は必ずパスワードをかけなければならない

2. 1 ドイツのW L a n（公衆無線LAN）規制の変化

ドイツでは、違法ダウンロード等著作権侵害の違法行為が、お店等において提供される公衆無線LANの利用客によってなされた場合に当該利用客に代わって、経営者が権利者から警告や差止請求を受けるおそれがあった

→ インターネットサービスを規制しているテレメディア法を改正

改正により、公衆無線LANの提供者は、利用者の違法行為について民事上及び刑事上の責任を負わないと定められた。

(BGBl. I S. 1766 8条 (2016. 7.27 施行))

→公衆無線LANの普及

2. 2 ドイツ パスワードつきW i f i 上の映画のファイルシェアリング¹

パスワードでプロテクトされていたW i f i ネットワークのパスワードを何らかの方法で取得した第三者（不明）が“The Expendables 2”を誰でもアクセスできるような形にしていたことに関して、当該パスワードつきのW i f i ネットワーク提供者は著作権法違反に問われないとした例。

¹ 連邦裁判所 11月24日2016年判決

Bundesgerichtshof verneint Störerhaftung für passwortgesichertes WLAN
Urteil vom 24. November 2016 - I ZR 220/15 - WLAN-Schlüssel

2. 3 ドイツ公衆無線LAN普及のための更なるTMG改正（2017年4月）²

2017年4月、ドイツ連邦政府は、さらなるテレメディア法の改正を行った。

公衆無線LANの提供者による、提供者の代位責任（そのような状態にしていることによる責任）を廃止。 **Störerhaftung**

→ 何か違法なコンテンツのダウンロードがあったとしても、それに対する中断・阻害等（本人に代わって）をしなくてよい。

→ （あらかじめ違法コンテンツがダウンロード等できないように設定をしておくことで防衛）。

3. 2016年9月欧州司法裁判所判決³

（ソニーミュージック対マックファデン）

ソニーミュージックが、違法な音楽ダウンロードをサポートしていたとして、顧客にパスワードなしでWi-Fiを提供していたトビアス・マックファデンを訴えた。

欧州司法裁判所の判決は、Wi-Fi提供者としてのマックファデン氏は著作権法違反等の責任を負わないと判断。

4. アメリカの無線LAN不正アクセス規制一般

無線LANへの不正アクセスの問題を問題とする連邦法と州法がある（全50州において存在する）⁴。

もともと、法律は州によって大きく異なる。ネットワークの不正なアクセス自体を犯罪とする法律もある一方、セキュリティ機能を意図的に破壊し、金銭的な損害が出たことが必要とする法律もある。

また、州法の大部分は、「不正アクセス」が何を意味するのかは定義づけていない。また、ほとんどの州で違法であっても執行は最小限であり、多くの場合、不正利用を見つけることが難しい状態。

4. 1 アメリカでの事例

1) デトロイトでWi-Fiハッキングを行ってクレジットカードのスキミングを計画し

² Entwurf eines Dritten Gesetzes zur Änderung des Telemediengesetzes (neues WLAN-Gesetz – 3. TMGÄndG)

<https://www.tagesschau.de/inland/wlan-119.html>

³ EuGH [C-484/14](#)

Court of Justice of the European Union PRESS RELEASE No 28/16 Luxembourg, 16 March 2016

<https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2016-03/cp160028en.pdf>

⁴ Bierlein, Matthew (2006). "Policing the Wireless World: Access Liability in the Open Wi-Fi Era" (PDF). Ohio State Law Journal. 67 (5).

て実際に行おうとしていた Brian Salcedo (クレジットカード番号の取得は未遂) 事件⁵
 →W i f i を利用した犯人は 9 年の懲役刑 (実刑)

2) ミネソタで、隣人のW i f i をハッキングして、児童ポルノにさらしたり脅迫メールを政治家に送りつけるなどの犯罪を当該隣人になすりつけようとしていた男が 18 年の懲役刑になった事案 (当該隣人以外にも近隣のW i f i を勝手に使っていたことも考慮された)⁶

5. その他の国

1) オーストラリア Criminal Code Act 1995 データへの違法なアクセス、改変等は違法 (アクセスそれ自体とは言っていない)

2) カナダ 勝手なアクセスは違法 Criminal Code, s 342.1 Section 326(1) of the Criminal Code

3) イタリア 保護されているコネクションへの勝手なアクセスは違法

4) イギリス The Computer Misuse Act 1990, section 1⁷

s.125 Communications Act 2003

5) シンガポール (プロテクトされていないW i f i を勝手に利用) ただ乗りは違法、3 年以内の懲役、1 万ドルの罰金 (併科あり) section 6(1)(a) of the Computer Misuse and Cybersecurity Act

6) 香港 違法 (懲役 5 年)⁸

6. 2017 年 5 月 29 日欧州委員会発表「W i f i 4 U 推進」

- ・無線 LAN はこれからの通信システムの中心的存在。
- ・欧州は WiFi4EU の実現のための環境整備・法律、機器、回線サービスなどを検討

⁵ シャーロット、ノースカロライナ連邦地裁

https://www.theregister.co.uk/2004/12/16/long_prison_term_for_lowes_hacker/

⁶ <https://www.wired.com/2011/07/hacking-neighbor-from-hell/>

⁷ The Computer Misuse Act 1990, section 1

(1) A person is guilty of an offence if—

(a) he causes a computer to perform any function with intent to secure access to any program or data held in any computer;

(b) the access he intends to secure is unauthorised; and

(c) he knows at the time when he causes the computer to perform the function that is the case.

⁸ Chapter 200 Crimes Ordinance Section 161 Access to computer with criminal or dishonest intent:

(1) Any person who obtains access to a computer-

(c) with a view to dishonest gain for himself or another; or

(d) with a dishonest intent to cause loss to another,

whether on the same occasion as he obtains such access or on any future occasion, commits an offence and is liable on conviction upon indictment to imprisonment for 5 years.

欧州委員会は 5 月 29 日、EU 全域の村や都市で無料公共 Wi-Fi サービスを提供する「WiFi4EU」計画の推進が欧州議会および欧州連合理事会、欧州委員会で合意に達したことを発表。

WiFi4EU では自治体が公共の場所に無料高速 Wi-Fi サービスを構築する費用を EU が負担する。総額は 1 億 2 千万ユーロで、2020 年までに 6,000~8,000 の自治体でサービスを開始し、住民や旅行者など 1 日に 4 千万人~5 千万人が接続することを見込んでいる。

対象となるのは既に同様のサービスが提供されていない公共の場所であり、自治体がオンラインフォームで申請すると、機材購入や設置に使用可能なバウチャーが送付される。

ただし、設置後の通信費用等は自治体が負担。

7. まとめ

- Wi-Fi ただ乗りは違法としている国も多い
もつとも、実際に刑事罰に処しているかという点、そうでもない。
- 特別法（サイバーセキュリティ法など）がある場合はそちらで対応される。
- Wi-Fi ネットワークは特に欧州で拡大の方向であり、Wi-Fi 提供者による（第三者が Wi-Fi ネットワークを利用して著作権法違反などを行うことに関する）責任はない、とする方向で判例・法律が確定する方向にある。



The EU is bringing Wi-Fi to you, in parks, squares, libraries, public buildings.

€120 million of EU investment in vouchers

➔ at least 6000 to 8000 local communities

Who will benefit?



Everyone should benefit from connectivity in public spaces everywhere in Europe – no matter where they live or how much they earn.

WiFi4EU will give high-quality Internet access to local residents and visitors throughout the entire EU in the main centres of community life: parks, squares, libraries, public buildings, etc.



Public administrations and other bodies with a public mission will be able to promote local digital services: e-Government, e-Health, e-Tourism.

Who can apply?

Local public authorities (municipalities or group of municipalities):

